

会社分割に関する事後開示事項について

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
株式会社パソナグループ
代表取締役会長 CEO 若本 博隆

東京都港区南青山三丁目1番30号
株式会社スマートスタイル
代表取締役 河野 一

株式会社パソナグループ（以下「パソナグループ」といいます）と株式会社スマートスタイル（以下「スマートスタイル」といいます）は、2026年1月5日を効力発生日として、パソナグループを吸収分割会社、スマートスタイルを吸収分割承継会社とする会社分割（以下「本件分割」といいます）を行いました。本件分割に関する事後開示事項につきまして下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 会社法第789条及び第799条の規定による債権者保護手続の経過

パソナグループは、スマートスタイルに承継される債務について重畠的債務引受を行い、当該債務に関する債権者が不利益を受けることはなかったため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

また、スマートスタイルは、会社法第799条の規定により、2025年11月6日付の官報において、債権者に対し、本件分割に関する異議申述の公告を行うとともに、知っている債権者に対し、本件分割に関する異議申述の催告を個別に通知いたしましたが、申述期限までに異議を申述された債権者はありませんでした。

2. 本件分割が効力を生じた日：2026年1月5日

3. 本件分割の登記（会社法第923条の吸収分割の登記）の日：2026年1月5日

4. 本件分割により承継した重要な権利義務

スマートスタイルは、2026年1月5日をもって、パソナグループから、DX人材育成事業及びAIソリューション事業の一部に関する権利義務を引き継ぎました。なお、スマートスタイルがパソナグループから引き継いだ権利義務は、添付の「分割契約書」に記載のとおりであります。

5. 会社法第785条及び第797条の規定による手続の経過

パソナグループは、会社法第784条第2項の規定により、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行っているため、会社法第785条の手続は行っておりません。また、スマートスタイルは、会社法第797条第3項の規定による株主への通知を行いましたが、本件吸収分割に反対する旨を通知した株主はありませんでした。

6. 会社法第787条による手続の経過

パソナグループは新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

7. 会社法第784条の2及び第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

パソナグループは、会社法第784条第2項の規定により、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行っているため、会社法第784条の2但書に定める場合に該当し、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。また、スマートスタイルについては、会社法第796条の2の規定による請求はなされていません。

以上



分割 契 約 書

株式会社パソナグループ（住所：東京都千代田区丸の内一丁目5番1号）（以下「甲」という。）と株式会社スマートスタイル（住所：東京都港区南青山三丁目1番30号）（以下「乙」という。）は、次のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲のDX人材育成事業及びAIソリューション事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務の一部（詳細は第3条に定義される。）を、本契約第4条に定義される本件効力発生日をもって乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

（分割に際して交付する金銭等）

第2条 乙は、甲に対し、効力発生日において本事業の譲渡対価として、金1円を以下の口座に振り込むこととする。

1) 振込先金融機関	三菱UFJ銀行 新丸の内支店
2) 預金の種類	普通預金
3) 口座番号	4926692
4) 口座名義	株式会社パソナグループ

（乙が甲から承継する権利義務）

第3条 乙は、第4条に定義される本件効力発生日をもって、本件分割により、甲から、甲が本事業に関して有する権利義務のうち別紙記載のもの（以下「本件権利義務」という。）を承継する。なお、債務の承継については重疊的債務引受による。

2 前項に基づき乙が承継した債務に係る債権者からの請求を甲が受け、これを支払った場合、甲は乙に対して当該支払額を請求し、乙は速やかに甲に対して支払うものとする。

3 甲及び乙は、本件権利義務の甲から乙への承継に関し、登記、登録、通知、承諾、その他所定の手続が必要となる場合には、相互に協力して当該手続を行う。

（効力発生日）

第4条 本件効力発生日は、2026年1月5日とする。ただし、本件分割にかかる手続の進行に応じ、必要あるときは、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

（分割承認総会）

第5条 甲は、会社法第784条第2項の規定により、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

2 乙は、会社法第796条第1項の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。



(善管注意義務)

第 6 条 甲及び乙は、本契約締結後本件効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ協議のうえ、これを行う。

(競業)

第 7 条 甲は、本件分割の効力発生後においても、乙が承継する本件事業について競業禁止義務を負わない。

(変更及び解除)

第 8 条 本契約締結後本件効力発生日までの間において、本件権利義務、又は甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、本契約を変更し、又は本契約を解除して、本件分割を中止することができる。

(契約の効力)

第 9 条 本契約は、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第 10 条 本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議のうえ、これを定める。

本契約の成立を証するため、本契約書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保管する。

2025 年 10 月 29 日

甲：東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

株式会社パソナグループ

代表取締役会長 CEO 若本 博隆



乙：東京都港区南青山三丁目 1 番 30 号

株式会社スマートスタイル

代表取締役 河野



承継する権利義務

本件分割により、乙が甲より承継する権利義務は以下のとおりである。

但し、権利義務の移転につき関係官庁その他第三者の許認可または承諾等を要するものは、当該許認可または承諾等の取得を条件とする。

なお、承継する資産・負債の評価については、2025年5月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

該当なし。

(2) 固定資産

該当なし。

2. 負債

(1) 流動負債

該当なし。

(2) 固定負債

該当なし。

3. 許認可等

甲が、本件効力発生日において、本件事業に関して取得している許可、承認、登録、届出等のうち、法令上乙において承継可能なもの。

4. 承継するその他の権利義務

本件効力発生日において有効に存続している甲を当事者とする本件事業に関する契約における契約上の地位、及び、その他本件事業に属し、または付随する権利義務の全て。

以上

